

厚生労働省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

|                             |     |    |
|-----------------------------|-----|----|
| ○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）  | （抄） | 1  |
| ○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号） | （抄） | 18 |
| ○ 最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第六十三号）   | （抄） | 19 |
| ○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）   | （抄） | 20 |
| ○ 社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）  | （抄） | 21 |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 健康局(第四十条―<u>第四十八条</u>)</p> <p>第四目 医薬・生活衛生局(第四十九条―第五十八条の三)</p> <p>第五目―第十三目 (略)</p> <p>第三節―第五節 (略)</p> <p>第二章・附則 (略)</p> <p>(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 医薬・生活衛生局に生活衛生・食品安全部を、労働基準局に安全衛生部を、職業安定局に派遣・有期労働対策部及び雇用開発部を、社会・援護局に障害保健福祉部を置く。</p> <p>(大臣官房の所掌事務)</p> | <p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 健康局(第四十条―<u>第四十九条</u>)</p> <p>第四目 医薬・生活衛生局(第五十条―第五十八条の三)</p> <p>第五目―第十三目 (略)</p> <p>第三節―第五節 (略)</p> <p>第二章・附則 (略)</p> <p>(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 <u>大臣官房に統計情報部を、</u>医薬・生活衛生局に生活衛生・食品安全部を、労働基準局に安全衛生部を、職業安定局に派遣・有期労働対策部及び雇用開発部を、社会・援護局に障害保健福祉部を置く。</p> <p>(大臣官房の所掌事務)</p> |

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十九 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

二十 (略)

(削る)

(労働基準局の所掌事務)

第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること（中央労働委員会の所掌に属するものを除く。）。

三 労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関すること。

四 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

五 十三 (略)

十四 第十号から前号までに掲げるもののほか、政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十九 (略)

二十 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二十一 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二十二 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 | 統計情報部は、前項第二十号から第二十二号までに掲げる事務並びに同項第二十三号に掲げる事務のうち資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関することをつかさどる。

(労働基準局の所掌事務)

第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること（雇用均等・児童家庭局の所掌に属するものを除く。）。

(新設)

(新設)

(新設)

二 十 (略)

十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。

十五(二十四) (略)

2 安全衛生部は、前項第七号及び第八号に掲げる事務(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)、同項第十九号に掲げる事務のうち家内労働者の安全及び衛生に関すること並びに同項第二十一号に掲げる事務をつかさどる。

(社会・援護局の所掌事務)

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(十九) (略)

二十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

2 (略)

(政策統括官の職務)

第十五条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一(九) (略)

(削る)

十 労働関係の調整に関すること(中央労働委員会及び労働基準局の所掌に属するものを除く。)

十一 (略)

十二 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること(他局

十二(二十一) (略)

2 安全衛生部は、前項第四号及び第五号に掲げる事務(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)、同項第十六号に掲げる事務のうち家内労働者の安全及び衛生に関すること並びに同項第十八号に掲げる事務をつかさどる

(社会・援護局の所掌事務)

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(十九) (略)

二十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。)

2 (略)

(政策統括官の職務)

第十五条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一(九) (略)

十 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること(中央労働委員会の所掌に属するものを除く。)

十一 労働関係の調整に関すること(中央労働委員会の所掌に属するものを除く。)

十二 人口政策に関すること。

(新設)

の所掌に属するものを除く。)

十三 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関する事。

十四 (略)

十五 厚生労働省の所掌事務に係る資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関する事(他局の所掌に属するものを除く。)

十六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事(他局の所掌に属するものを除く。)

十七〜二十 (略)

(総括審議官、技術総括審議官、総合政策・政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、総合政策・政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十四人を置く。

2・3 (略)

(新設)

十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構の組織及び運営一般に関する事。

(新設)

(新設)

十四 厚生行政科学研究事業に係る補助に関する事。

十五 社会保障審議会の庶務に関する事(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。)

十六 労働政策審議会の庶務に関する事(他局の所掌に属するものを除く。)

十七 厚生労働省設置法第三条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事。

(総括審議官、技術総括審議官、情報政策・政策評価審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、情報政策・政策評価審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十四人を置く。

2・3 (略)

4 総合政策・政策評価審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策及び政策の評価に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

6・7 (略)

(大臣官房に置く課)

第二十条 大臣官房に、次の六課を置く。

(略)

(削る)

第二十七条から第三十条まで 削除

4 情報政策・政策評価審議官は、命を受けて、厚生労働省の情報システム整備及び管理に関する事務（厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策に係るものに限る。）並びに厚生労働省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

(新設)

5・6 (略)

(大臣官房に置く課)

第二十条 大臣官房に、統計情報部に置くもののほか、次の六課を置く。

(略)

2 統計情報部に、次の三課を置く。

企画課

人口動態・保健社会統計課

雇用・賃金福祉統計課

(企画課の所掌事務)

第二十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計情報部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること

- 三 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する総合的な解析に関すること。
- 四 疾病、傷害及び死因に関する分類に関すること。
- 五 厚生労働省の所掌事務に係る資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局及び政策統括官並びに人口動態・保健社会統計課及び雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、統計情報部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人口動態・保健社会統計課の所掌事務）

- 第二十八条 人口動態・保健社会統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 人口動態に関する統計調査に関すること。
  - 二 保健に関する統計調査に関すること。
  - 三 生命表に関すること。
  - 四 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。
  - 五 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関することと（雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。

（雇用・賃金福祉統計課の所掌事務）

第二十九条 雇用・賃金福祉統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 毎月勤労統計調査に関すること。
- 二 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。
- 四 労働時間に関する統計調査に関すること。
- 五 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。
- 六 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。
- 七 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。
- 八 雇用及び失業に関する統計調査に関すること。
- 九 産業に係る経済事情の変化に伴う雇用及び労働条件の変化に関する統計調査に関すること。
- 十 労働組合及び労働争議その他の労働関係に係る事項に関する統計調査に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、労働に関する統計調査に関すること。
- 十二 統計情報部において行う労働に関する統計調査の集計並びに集計材料及び集計結果の保存に関すること。

第三十条 削除



第四十六条から第四十八条まで 削除

第四目 医薬・生活衛生局

(医薬・生活衛生局に置く課)

第四十九条 医薬・生活衛生局に、生活衛生・食品安全部に置くものほか、次の六課を置く。

総務課

医薬品審査管理課

医療機器審査管理課

安全対策課

監視指導・麻薬対策課

血液対策課

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第五十条 (略)

(医薬品審査管理課の所掌事務)

第五十一条 医薬品審査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品(体外診断用医薬品を除く。第三号及び第十一号において同じ。)、医薬部外品及び化粧品(以下この条から第五十四条までにおいて「医薬品等」という。)の生産に関する技術上の指導及び監督に関すること。

第四十六条から第四十九条まで 削除

第四目 医薬・生活衛生局

(医薬・生活衛生局に置く課)

第五十条 医薬・生活衛生局に、生活衛生・食品安全部に置くものほか、次の五課を置く。

総務課

審査管理課

(新設)

安全対策課

監視指導・麻薬対策課

血液対策課

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第五十一条 (略)

(審査管理課の所掌事務)

第五十二条 審査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下この条から第五十四条までにおいて「医薬品等」という。)の生産に関する技術上の指導及び監督に関すること。

二 医薬品等の製造業の許可及び製造販売の承認に関すること。

三 医薬品の再審査及び再評価に関すること。

(削る)

(削る)

四・五 (略)

六 希少疾病用医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の指定に関すること。

七・十 (略)

十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う次に掲げる業務に関すること。

イ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号イからニまでに掲げる業務(同号イ及びロに掲げる業務については医薬品等に関することに限り、同号ハに掲げる業務については医薬品等の製造業の許可及び製造販売の承認に関すること、医薬品の再審査及び再評価に関すること、日本薬局方に関すること並びに医薬品等の基準に関することに限り、同号ニに掲げる業務については医薬品等に関することに限る。)

ロ イに掲げる業務に附帯する業務

ハ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第二項第一号(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

二 医薬品(体外診断用医薬品を除く。次号及び第十三号において同じ

。)、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の製造業の許可並びに医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録並びに医薬品等の製造販売の承認に関すること。

三 医薬品及び再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること。

四 医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること。

五 医療機器の販売業、貸与業及び修理業に関すること(医政局の所掌に属するものを除く。)

六・七 (略)

八 希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定に関すること。

九・十二 (略)

(新設)

律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の五第一項に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる業務（医薬品等に関する）に限る。）

（削る）

（削る）

（医療機器審査管理課の所掌事務）

第五十二条 医療機器審査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下この条から第五十四条までにおいて「医療機器等」という。）の生産に関する技

十三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号イからニまでに掲げる業務（同号ハに掲げる業務については、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の製造業の許可並びに医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録並びに医薬品等の製造販売の承認に関する）こと、医薬品及び再生医療等製品の再審査及び再評価に関する）こと、医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関する）こと、日本薬局方に関する）こと、医薬品等の基準に関する）こと並びに医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関する）ことに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の五第一項に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる業務に関する）ことに限る。）。

十四 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関する）こと。

（新設）

- 術上の指導及び監督に関すること。
- 二 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録、医療機器等の製造販売の承認並びに再生医療等製品の製造業の許可に関すること。
  - 三 医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること。
  - 四 再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること。
  - 五 医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業に関すること（医政局の所掌に属するものを除く。）。
  - 六 医療機器等の基準に関すること。
  - 七 希少疾病用医薬品（体外診断用医薬品に限る。）、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定に関すること。
  - 八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う次に掲げる業務に関すること。
    - イ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号イからニまでに掲げる業務（同号イ及びロに掲げる業務については医療機器等に関することに限り、同号ハに掲げる業務については医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録、医療機器等の製造販売の承認並びに再生医療等製品の製造業の許可に関すること、医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること、再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること、医療機器等の基準に関すること並びに医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関することに限り、同号ニに掲げる業務については医療機器等に関することに限る。）
    - ロ イに掲げる業務に附帯する業務

- ハ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第二項第一号（医薬品医療機器等法第八十条の五第一項に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる業務（医療機器等に関することに限る。）
- 九 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関すること。

（安全対策課の所掌事務）

第五十三条 安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医薬品等及び医療機器等の安全性の確保に関する企画及び立案に関すること。
- 二 医薬品等及び医療機器等の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に関する企画及び立案に関すること。
- 三 医薬品等及び医療機器等の製造販売業の許可に関すること。
- 四 医薬品等及び医療機器等の安全性の調査に関すること（医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 （略）
- 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハ及びホに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関することに限り、医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課の所掌に属するものを除く。）。

（監視指導・麻薬対策課の所掌事務）

第五十四条 監視指導・麻薬対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 不良な医薬品等及び医療機器等又は不正な表示のされた医薬品等及

（安全対策課の所掌事務）

第五十三条 安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医薬品等の安全性の確保に関する企画及び立案に関すること。
- 二 医薬品等の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に関する企画及び立案に関すること。
- 三 医薬品等の製造販売業の許可に関すること。
- 四 医薬品等の安全性の調査に関すること（審査管理課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 （略）
- 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関すること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハ及びホに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関することに限り、審査管理課の所掌に属するものを除く。）。

（監視指導・麻薬対策課の所掌事務）

第五十四条 監視指導・麻薬対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りに関する

び医療機器等の取締りに関すること。

二 医薬品等及び医療機器等の広告に関すること。

三 医薬品等及び医療機器等の検査及び検定に関すること。

四 十 (略)

(労働基準局に置く課等)

第五十九条 労働基準局に、安全衛生部に置くもののほか、次の十課を置く。

総務課

労働条件政策課

監督課

労働関係法課

賃金課

労災管理課

労働保険徴収課

補償課

労災保険業務課

勤労者生活課

2 (略)

(労働条件政策課の所掌事務)

第六十一条 労働条件政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働時間、休息その他の労働条件及び労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関すること(雇用均等・児童家庭局及び他課の所掌に属するものを除く。)

こと。

二 医薬品等の広告に関すること。

三 医薬品等の検査及び検定に関すること。

四 十 (略)

(労働基準局に置く課等)

第五十九条 労働基準局に、安全衛生部に置くもののほか、次の八課を置く。

総務課

労働条件政策課

監督課

(新設)

(新設)

労災管理課

労働保険徴収課

補償課

労災保険業務課

勤労者生活課

2 (略)

(労働条件政策課の所掌事務)

第六十一条 労働条件政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件及び労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関すること(雇用均等・児童家庭局及び労災管理課の所掌に属するものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、労働時間及び休息に関すること（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行に関する事及び労働基準監督官の行う監督に関する事を除く。）。

三 労働能率の増進に関する事（賃金体系に関する事を除く。）。  
（削る）

（労働関係法課の所掌事務）

第六十二条の二 労働関係法課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働契約に関する政策の企画及び立案に関する事。
- 二 前号に掲げるもののほか、労働契約に関する事（労働基準法の施行に関する事及び労働基準監督官の行う監督に関する事を除く。）。
- 三 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関する事（中央労働委員会の所掌に属するものを除く。）。
- 四 労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関する事。
- 五 個別労働関係紛争の解決の促進に関する事。

（賃金課の所掌事務）

第六十二条の三 賃金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 賃金の支払及び最低賃金に関する政策の企画及び立案に関する事。
- 二 前号に掲げるもののほか、最低賃金に関する事（労働基準監督官の行う監督に関する事を除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、労働契約、最低賃金、労働時間及び休息に関する事（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行に関する事及び労働基準監督官の行う監督に関する事を除く。）。

三 労働能率の増進に関する事。

四 退職手当の保全措置その他の退職手当に関する事（退職手当の支払に関する事及び労働基準監督官の行う監督に関する事を除く。）。

（新設）

（新設）

三 賃金体系に関すること。

四 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。

（障害福祉課の所掌事務）

第一百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四（略）

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

六・七（略）

（事業企画課の所掌事務）

第一百三十条 事業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関すること（事業管理課の所掌に属するものを除く。）。

三 政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関すること。

四 九（略）

（障害福祉課の所掌事務）

第一百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四（略）

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

六・七（略）

（事業企画課の所掌事務）

第一百三十条 事業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関すること。

三 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計（健康保険法第五条第二項若しくは第二百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査に関すること。

四 九（略）



(事業管理課の所掌事務)

第百三十条の二 事業管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の第二

一項の規定による厚生年金保険原簿(同法第二十八条に規定する原簿をいう。)の訂正の請求及び国民年金法第十四条の二第一項の規定に

よる国民年金原簿(同法第十四条に規定する国民年金原簿をいう。)

の訂正の請求に関すること。

四 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保

険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計(健康保険法第五条第

二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定

により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。)並びにこれらの

事業の運営のための統計数理的調査に関すること。

五 (略)

(参事官及び政策評価官)

第百三十一条 本省に、参事官六人及び政策評価官一人を置く。

2・3 (略)

(地方年金記録訂正審議会)

第百五十三条の二 地方厚生局に、地方年金記録訂正審議会を置く。

2 地方年金記録訂正審議会は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

(事業管理課の所掌事務)

第百三十条の二 事業管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組

織の整備及び管理に関すること。

(新設)

四 (略)

(参事官及び政策評価官)

第百三十一条 本省に、参事官四人及び政策評価官一人を置く。

2・3 (略)

(地方年金記録訂正審議会)

第百五十三条の二 地方厚生局に、地方年金記録訂正審議会を置く。

2 地方年金記録訂正審議会は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

3

(略)

3

(略)

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（運用職員の範囲）</p> <p>第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第七項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの</p> <p>二 四（略）</p> | <p>（運用職員の範囲）</p> <p>第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第六項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの</p> <p>二 四（略）</p> |

○ 最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p>   | <p style="text-align: center;">現 行</p>   |
| <p>（庶務）<br/>                 第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。</p> | <p>（庶務）<br/>                 第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局労働条件政策課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。</p> |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>（運用職員の範囲）</p> <p>第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、<u>同条第七項</u>に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長及び数理課長</p> <p>二 （略）</p> | <p>（運用職員の範囲）</p> <p>第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、<u>同条第四項</u>に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長及び数理課長</p> <p>二 （略）</p> |

（傍線の部分は改正部分）

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p>   | <p style="text-align: center;">現 行</p>  |
| <p>（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。</p> <p>（削る）</p> <p>一 一 四 略</p> <p>五 年金記録訂正分科会 厚生労働省年金局事業管理課</p> | <p>（庶務）</p> <p>第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。</p> <p>一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課</p> <p>二 五 略</p> <p>六 年金記録訂正分科会 厚生労働省年金局事業企画課</p> |